

意識消失のおそれ（6-3 低血糖症

（その他の低血糖症（腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患、インスリン自己免疫症候群等））

診 断 書

（香川県公安委員会提出用）

1	氏名	男 ・ 女
	生年月日	S・H 年 月 日（ 歳）
	住所	
2	医学的判断	
	<input type="radio"/> 病名	
	<input type="radio"/> 総合所見（現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など）	
3	現時点での症状（改善の見込み等）についての意見	
	ア 発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。	
	イ 今後、（ ）年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。	
	ウ 「今後、（ ）年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」とはいえないが、6月以内に「今後、（ ）年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」と診断できることが見込まれる。	
	エ 「今後、（ ）年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」とはいえないが、6月より短期間（ カ月）で「今後、（ ）年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」と診断できることが見込まれる。	
	オ 上記アからエのいずれも該当しない。	
4	その他特記すべき事項	

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地

担当診療科名

担当医氏名